

議案第24号

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年板橋区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

内閣府令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。